

令和 3 年 8 月 13 日

(指定介護老人福祉施設)
ご利用者並びにご家族 様

社会福祉法人 訓子府福祉会
理事長 松田和之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る面会制限について

晩夏の候、皆様には益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。また、平素より当施設運営に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に過去に例を見ない感染拡大が続いており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族の皆様もご不安なことと存じます。

特に、高齢者や基礎疾患を有する方については重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。

ワクチン接種については、入所者及び職員ともに接種完了しておりますが、感染の可能性をゼロにすることはできず、集団生活の場である以上、集団感染のリスクをはらんでおります。

抵抗力の特に弱い高齢者が利用される介護施設においては、感染リスクを慎重に判断し、感染拡大を最大限防止する観点から、面会制限についてご協力をお願いしております。

今回、お盆など人の動きが多くなる時期となりますので、改めて面会制限の内容を整理させていただき、以下のとおり再周知させていただきます。

新型コロナ特措法に基づく特定警戒都府県又はまん延防止等重点措置の地域（道内は札幌市が該当）にお住まいの方などについては、引き続き WEB 面会を推奨しておりますが、正面玄関でのガラス越し面会も可能とします。その際、別紙の健康チェック項目を熟読いただき、一つでも該当がある場合は面会を控えていただきますようご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。**※ガラス越し面会は平日の 9 時から 16 時 30 分まで、事前の電話予約必須**

今後も引き続き、利用者様に喜ばれる施設運営を目指し、職員一丸となって感染症対策等に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 10 月 15 日介護保険最新情報 vol.881 厚生労働省結核感染症課ほか）抜粋

1（面会）面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、**緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。**